

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日は、それを當日)

告示

鳥取県告示第七百五十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 錄 の 年 月 日
鳥国医第一、七九四号	村 上 直 樹	昭和四十八年九月五日
" 一、七九六号	剛	十七日
" 一、七九七号	福 島 美 歲	"
" 一、七九八号	西 本 和 彦	二十一日
" 一、七九九号	弘	"

◆公 告

高圧ガス販売主任者試験の実施

鳥取県告示第七百五十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定

する救急病院を次のとおり定めたので、同省令第二条の規定により告示する。

昭和四十八年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

八頭郡智頭町智頭一八七五

国民健康保険 智頭病院

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十八年九月二十七日	大谷医院	八頭郡若桜町大字若桜七九四

鳥取県告示第七百五十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

米飯提供業者

登録番号 登録年月日

氏名又は名称

住 所

営業所の所在地

鳥振第三一号

四八、七、二六

潮 高 階

茂

八頭郡智頭町大字智頭一、七九四の六

岩美郡岩美町陸上二二の八

" 三一"

四八、八、一四

壱番館 阿部 一 晴

鳥取市川端二丁目一〇九

鳥取市丸山町二七〇

" 三三"

四八、九、一

コーベヤ労働組合保養所
高橋健夫
代表取締役
倉吉市上井町二丁目一の二

大阪市東淀川区上新庄町一の六〇

氣高郡鹿野町大字今市越路谷
九八三一
倉吉市上井町二丁目一の二

倉振第 八

四八、七、一七

有限会社長生堂
代表取締役
倉吉市上井町二丁目一の二

住所に同じ

鳥取県告示第七百五十七号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の業者登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十八年九月二十七日	大谷医院	八頭郡若桜町大字若桜七九四

日振第一号 四八、八、二八

食堂 桃太郎
古田ユキエ

日野郡日野町根雨三九一

住所に同じ

二二四八、九、二〇

日本通運株式会社
代表取締役 沢村貴義

東京都千代田区外神田三丁目一二番九号

日野郡溝口町金屋谷字樹水高原
七九三の一五

鳥取県告示第七百五十八号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第二百八号）第二十四条の規定により告示する。

昭和四十八年十月九日

鳥取県知事 石破二朗

名 称	区 域	期 間	面 積
田河内休猟区	国道九号と県道陸上岩井線との交差点を起点として、同点から国道九号を東方に進み、山陰線との交差点に至り、同山陰線を北方に進み、山陰線との交差点に至り、同山陰線を東方に進み、鳥取県と兵庫県との県境に至り、同点から県境にそって南方に進み、林道琴引線との交差点に至り、同林道を南西に進み、国道九号との交差点に至り、同国道を西方に進み起點に至る、線に囲まれた一円の地域	昭和四十八年十月九日から昭和五十一年十月八日まで	一、五二五 ha
未恒福井休猟区	鳥取市伏野地内の国道九号と県道金沢伏野線との分岐点を起点として、同点から同県道を南方に進み、市道福井線との交差点に至り、同市道を南西に進み、県道鳥取鹿野倉吉線との交差点に至り、同県道を南西に進み、鳥取市と氣高町との境界線に至り、同境界線を北方に進み、国道九号との交差点に至り、同国道を西方に進み起點に至る、線に囲まれた一円の地域	昭和四十八年十月九日から昭和五十一年十月八日まで	八五〇 ha

岩美休猟区

県道下木原岩美停車場線と国道九号との交差点を起点として、同点から国道九号を南東方に進み、県道鳥取国府岩美線との交差点に至り、同県道を南西に進み國府町雨滝から岩美町荒金に通ずる山道（通称行者道）に至り、同山道及び林道終点に至り、同点から北西に町道院内荒金線及び県道下木原岩美停車場線を経て起点に至る線に囲まれた一円の地域

昭和四十八年十月九日から昭和五十一年十月八日まで
一、五七三 ha

未恒福井休猟区	鳥取市伏野地内の国道九号と県道金沢伏野線との分岐点を起点として、同点から同県道を南方に進み、市道福井線との交差点に至り、同市道を南西に進み、県道鳥取鹿野倉吉線との交差点に至り、同県道を南西に進み、鳥取市と氣高町との境界線に至り、同境界線を北方に進み、国道九号との交差点に至り、同国道を西方に進み起點に至る、線に囲まれた一円の地域	昭和四十八年十月九日から昭和五十一年十月八日まで	八五〇 ha
---------	--	--------------------------	--------

休 獵 区 山	八頭郡用瀬町屋住地内の県道加茂用瀬 線と町道山口四号線との交差点を起点と し、同点から町道山口四号線及びこれに 接続する智頭町波多部落を通ずる山道を 南方に進み、吉川山国有林（四五林班） と民有林との境界線に至り、同点から國 有林と民有林との境界にそつて南東方に 進み、用瀬町と智頭町と境界に至り、同 境界にそつて西方に進み、鳥取県と岡山 県との県境に至り、同県境を北方に進み 県道加茂用瀬線に至り、同県道を北東に 進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和四十八年 十月九日から 十月八日まで 一、六八〇ha	の地域
一、三七〇ha	八頭郡郡家町西御門地内の国道二九号 と林道花原越線との交差点を起点とし、 同点から林道花原越線と、これに接続す る花原部落に通ずる山道を北東に進み花 原部落に至りさらに町道大坪花原線を通 つて県道郡家線との交点に至り、同県 道を東方に進み、県道国府麻生線との交 差点に至り、同県道を南東に進み、市場 部落内の町道上津黒線との交差点に至り、 同点から町道上津黒線、林道上津黒線と さらにこれに接続する山道を南方に進み	昭和四十八年 十月九日から 昭和五十一年 十月八日まで	一、三七〇ha

休 獵 区 域	八頭郡若桜町岩屋堂から吉川部 落に通ずる県道南光線と林道皆込線の分岐点を 起点とし、同点から県道南光線を南方に 進み、吉川部落を経て林道大道線との分 岐点に至り同点から林道大道線及び山道 (通称小通り道)を南東に進み民有林と 国有林との境界に至り、同国有林の西側 の境界にそつて南西に進み兵庫県との県 境に至り、同県境を西方に進み若桜町と 智頭町の境界に至り、同境界を北方に進 み、東山山頂に至り、同所から吉川部落 と岩屋堂部落の境界の山道を東方に進み 林道皆込線に至り、同林道をさらに東方 に進み起点に至る線に囲まれた一円の地 域	昭和四十八年 十月九日から 十月八日まで 一、七三〇ha	郡家町と、八東町の境界に至り、同境界 を西方に進み国道二九号に至り、同国道 を北西に進んで起点に至る線に囲まれた 一円の地域
一、三七〇ha	東伯郡東郷町大字引地地内の県道倉吉 青谷線と県道三朝東郷線との交差点(東 郷橋西詰)を起点とし、同点から、県道 三朝東郷線を南方に進み、東郷町と三朝	昭和四十八年 十月九日から 昭和五十一年 十月八日まで	

		東郷 休獵区	町との境界(波闊峠)に至り、同境界を 西方に進み、東郷町大字羽衣右字十万寺 部落から三朝町大字山田に至る旧通学路 に達し、同通学路を北方に進み、町道十 万寺線に至り、同町道を北方に進んで、 町道本谷景宗寺線、町道景宗寺長和田線 を経て、県道倉吉青谷線に至り、同県道 を東方に進んで起点に至る線に囲まれた 一円の地域	昭和四十八年 十月九日から 十月八日まで 一、一八〇ha
		休獵区	西伯郡岸本町吉定地内の国道一八〇号 と県道吉定名和線の交差点を起点とし、 同点から県道吉定名和線を北東に進み鳥 取県倉吉営林署管内横ヶ原国有林九六林 班との境界に至り、同境界線を左廻りに、 九六林班、九九林班、一〇一林班と民有 林との境界線を進み、別所川に至り、同 川を南西に進み、大山ゴルフ場との境界 に至り、同境界を南方に進み、日野郡と 西伯郡との境界に至り、同境界を東方に 進み、県道溝口大山線との交差点に至り、 同県道を南西及び西方に進み、溝口町溝 口地内の国道一八〇号との交差点に至り、 同国道を北西方に進み、起点に至る線に 囲まれた一円の地域	昭和五十年 十月九日から 十月八日まで 一、三〇二ha
北 条	旭休獵区	東伯郡三朝町大字今泉地内の国道一七 九号と県道木地山倉吉線との交差点を起 点とし、同点から木地山倉吉線を東方及 び南方に進み、小河内部落内の町道助谷、 小河内線との交差点に至り、同町道を南 西に進み、笏賀部落を経て三朝町大字助 谷で国道一七九号に至り、同国道を北方 に進んで起点に至る線に囲まれた一円の 地域	昭和四十八年 十月九日から 昭和五十年 十月九日まで 一、三〇二ha	昭和四十八年 十月九日から 昭和五十年 十月九日まで 一、三〇二ha
北 条		倉吉市和田地内の市道和田小田線と県 道倉吉由良線との交差点を起点とし、県 道倉吉由良線を北西に進み、倉吉市穴沢 部落を経て大栄町穂波部落内の町道一九 〇号線を北方に進み国鉄山陰線に至り、 同山陰線を東方に進み、倉吉市下古川地	昭和四十八年 十月九日から 昭和五十年 十月九日まで 一、五七七ha	昭和五十年 十月九日から 昭和五十年 十月九日まで 一、五七七ha
		日野郡溝口町福永地内の県道大内江尾 線と通称自衛隊道路との交差点を起点と して、同点より自衛隊道路を東方に進み、		

休 猶 区	大 河 原
休 猶 区	大山環状道路との交差点に至り、同点より同環状道路に沿つて日野郡江府町御机地内の町道中大河原御机線との交差点に至り、同点から西方に町道中大河原御机線、町道吉原中大河原線及び県道大内江尾線を経て起点に至る線に囲まれた一円の地域
休 猶 区	日野郡日南町河上地内の通称シコ谷が日野川と接する地点を起点として、同点からシコ谷を南方に進み、旧日鉄クローム鉱山道に至り、同点から道後山鳥獣保護区の境界線に沿つて南西に進み町道野組線から国道一八三号に通じる山道に至り同山道を経て国道一八三号に至り、同国道を北東及び東方に進み、河上地内の大曲りに至り、同所から起点に至る線に開まれた一円の地域
休 猶 区	昭和四十八年九月十日から昭和五十年一月八日まで
休 猶 区	一、〇五七ha

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
昭和四十八年十月九日から
日野郡溝口町金屋谷字朽谷原二一の四（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
昭和五十一年十月八日まで
水源のかん養

三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百六十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月九日

鳥取県知事 石 破

二 朗

一 起業者の名称

中山町

二 事業の種類

中山町立公民館及び運動場建設工事

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡中山町塩津字柳沢地内
2 使用の部分 なし

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
昭和四十八年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
中山町役場

鳥取県告示第七百六十一号

過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十三条第一項の規定に基づき、町道の改築に関する工事を次のとおり行なうので、過疎地域対策緊急措置法施行令（昭和四十五年政令第百四号）第六条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

路線名	工事区间	工事の開始の日
	工事の種類	工事の開始の日
江府町道 柿原線	日野郡江府町大字柿原字東谷八六〇 番の二の先から同町大字柿原字東谷 カゲ平六二九番の先まで	改築 昭和四十八年十月十日
日野町道 渡線	日野郡日野町別所字先宮空田五九番 の二の先から同町別所字本谷一二七 八番の六四の先まで	改築 昭和四十八年十月十日
日南町道 大原線	日野郡日南町花口字小倉花山一九九 〇番の二の先から同町花口字多郎園 田一九六二番の一の先まで	改築 昭和四十八年十月十日

鳥取県告示第七百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年十月九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十八年十月九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、国府町から鳥取都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年十月九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十八年十月九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、気高町から気高都市計画ごみ焼却場の図書の写しの送付を受けたので、同

法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年十月九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百六十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十二年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年十月九日

鳥取県知事 石 破 一 朗

一 許可番号

昭和四十七年七月二十一日 鳥取県指令受都計第三百十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市叶字中島河原並びに吉成字中島河原及び字外河原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町三百五

株式会社相互信販

代表取締役 岸野高春

鳥取県告示第七百六十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十八年十月一日次とおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十八年十月九日

鳥取県知事 石 破 一 朗

申請人の住 所及び氏名	道 路 の 位 置 の 指 定 場 所	道 路 の 幅 員 及 び 延 長
岩美郡岩美町大谷 五六二ノ一	岩美郡岩美町大字大谷字日比野浜 五六二ノ一の一部、字東町田浜(1 一八一)の十九五、一一八二)二九	幅員 四・一〇メートル ~一・一〇メートル
株式会社 マリンクラブ	九、一一八二)一〇〇、一一八二 ノ三〇一、一一八二)三〇一の一 部、一一八二)三〇七、一一八二 一二九五・一一八二)二九九・二 一八二)三〇〇・一一八二)三〇 一・一一八二)三〇一・一一八二 ハ二〇七地先農道	延長 一七四・〇〇 メートル
足立 義躬 取締役社長		

公 告

高压ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和48年度第2回の高压ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和48年10月9日

鳥取県知事 石 破 一 朗

1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試験の科目	時間
第2種販売主任者 免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令 液化石油ガス法に係る法令 液化石油ガスの販売に必要な通常 の保安管理	午後1時から午後3時まで

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和48年12月8日(土曜日)

(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験の手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県商工労働部商工振興課
に提出すること。

4 受験願書

(1) 履歴書 受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課及び
鳥取県LPガス協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真 手机型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面半身像のもの
を願書に記入すること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 第2種販売主任者免状に係る試験 500円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書
に記入すること。この場合、証紙には消印しないこと。

5 受験願書の提出期限

昭和48年10月16日から昭和48年10月30日まで(郵送による場合は、昭

和48年10月30日までの消印があるものは、有効とする。)

6 受験票

受験願書を、提出した者には、受験票を交付する。